

鳥取砂丘でのルール（主に撮影に関する事項）

■鳥取砂丘の撮影に関する注意事項

- ・一般公園利用者を排除しないものであること。
- ・長期間に亘り、同じ場所を占有するものでないこと。

■撮影機材等の持ち込みに関する注意事項

- ・撮影機材を砂丘に置く場合は、撮影時間内限りとし、撮影終了後は、跡地を風致景観の保護上支障のないよう原状回復すること。
- ・人力運搬が不可能なものを砂丘内に置くなど使用する機材によって、自然公園法に基づく許可申請手続きが、別に必要となる場合があります。
- ・自然公園法に基づく許可申請手続きが必要な行為には、人力運搬が不可能なものを砂丘内に置く行為、撮影用レールを砂丘内に設置する行為、撮影機材など（例：集音マイク・位置確認マーキング・傘）を砂に突き刺し固定する行為、天幕を設営する行為、発電機や大型音響機器、照明機器等、容易に除却できないものを砂丘内に置く行為等が含まれます。

■ドローンの撮影についてのお問い合わせ

山陰海岸国立公園 鳥取砂丘ビジターセンター（電話：0857-22-0021）もしくは、鳥取県砂丘レンジャー詰所（電話：0857-22-0582・0583）へ、事前にご相談ください。

■「自然公園法」で許可が必要な、または禁止されている主な行為

※違反者には、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

- テントなどの仮設工作物の設置
- 看板やのぼりなどの広告物の掲出や設置
- 砂丘内の砂の持ち帰り
- 車両等の乗り入れ
- 拡声器等による著しい騒音の発生

■「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」で禁止されている行為

※禁止行為によっては違反者には、5万円以下の過料が科せられます。

- 砂上での落書き(手足・指などで、砂の上に記号や文字などを書くことも含む)
- ゴルフの打ち放しや花火の発射等
- ゴミ（タバコの吸いがら等）のポイ捨て
- 動物のふんの投棄
- 砂丘海浜での遊泳

...など、鳥取砂丘で安全、安心に過ごしていただくための規定を設けています。

■撮影前には、必ず「山陰海岸国立公園 鳥取砂丘ビジターセンター」へお立ち寄りください。